

脱炭素社会づくり促進事業（事業者向け補助金） FAQ

番号	分類	質問	回答
1	事業開始時期	いつから事業に着手できますか。	<p>事業の着手とは、契約書を締結する、又は発注することを指します。</p> <p>申請受付期間終了後、県は交付申請書を審査し、採択事業を決定します。</p> <p>採択が決定した事業の申請者には、交付決定通知書を交付します。申請者はこの通知を受け取った後、事業に着手（契約書締結、発注）できます。</p>
2	対象者	中小企業者への該当・非該当を判断する基準のうち、従業員基準に示された「常時使用する従業員」にパート労働者、契約社員及び派遣社員は含まれますか。	<p>労働基準法第 20 法の「予め解雇の予告を必要とする者」は従業員として扱います。</p> <p>したがって、正社員に準じた労働形態である場合は従業員に含まれます。</p>
3	年間削減量 ※要件：10t-CO ₂	照明設備を入れ替える場合、どのくらいで補助要件に達しますか。	<p>更新の例は次のとおりです。一定の想定のもとで試算したもので、入れ替え前後の機種等により削減量は異なりますのであくまで目安としてください。</p> <p>このほか、県 HP に掲載した過去の事例もご確認ください。</p> <p>例) 更新前：事務所の蛍光灯 300 台程度、年間 3000 時間程度点灯 更新後：同等の照度を確保できる LED 照明 ⇒年間削減量：約 10t-CO₂</p>
4	年間削減量 ※要件：10t-CO ₂	空調設備を入れ替える場合、どのくらいで補助要件に達しますか。	<p>更新の例は次のとおりです。一定の想定のもとで試算したもので、入れ替え前後の機種等により削減量は異なりますのであくまで目安としてください。</p> <p>このほか、県 HP に掲載した過去の事例もご確認ください。</p> <p>例) 250 m²の店舗、冷暖房を年間 2900 時間程度運転(5馬力・4 方向パッケージエアコン・4 台程度)を入れ替え ⇒年間削減量：約 6.6t-CO₂ 150 m²の店舗、冷暖房を年間 2900 時間程度運転(3馬力・4 方向パッケージエアコン・4 台程度)を入れ替え ⇒年間削減量:約 3.7t-CO₂</p>

番号	分類	質問	回答
5	年間削減量 ※要件：10t-CO ₂	複数の種類の設備を入れ替えることで補助要件を満たす場合、補助対象となりますか。	<p>「ボイラー(ガス化)と照明設備」「空調設備と照明設備」など、複数の種類の設備を更新して年間削減量 10t-CO₂ の要件を満たすことも可能です。ただし、その場合の補助の上限額も 100 万円です。</p> <p>ボイラーの更新のうち、電化ボイラーの導入は上限額が異なるため、異なる設備と組み合わせることはできません。</p>
6	更新設備	補助対象設備の要件に「エネルギー使用量を計測する機器を備えること」とありますが、照明の一部 LED 化等、更新後設備のみ計測する機器の設置が困難な場合はどうすればよいですか。	<p>補助を受ける場合、更新後設備のエネルギー使用量を計測する機器を備えている必要があります。物理的な事由により計測機器が設置できない場合は、実効性のある計測手段を書面により提示してください。提示された計測手段が実測と同等であると判断できる場合は、計測機器の設置に代えることができます。</p>